

○厚生労働省令第百二十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律六十六号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令（平成三十年政令第二百九十一号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十七条の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

厚生労働大臣 根本 匠

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

(登録の申請)

第一条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号。以下「法」という。）第四条第二項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出（以下「申請等の行為」という。）の際都道府県知事に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第二条 法第四条第二項の毒物又は劇物の販売業の登録申請書は、別記第二号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百

改正前

(登録の申請)

第一条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号。以下「法」という。）第四条第二項の登録申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出（以下「申請等の行為」という。）の際地方厚生局長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる地方厚生局長若しくは都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第二条 法第四条第三項の登録申請書は、別記第二号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百

十五号) 第四条第一項の許可若しくは同法第二十四条第一項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)の市長若しくは特別区の区長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

(登録の更新の申請)

第四条 法第四条第三項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して五年を経過した日の一月前までに、別記第四号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

2 法第四条第三項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

(登録簿の記載事項)

第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一・三 (略)

(削る)

(特定毒物研究者の許可の申請)

第四条の六 (略)

十五号) 第四条第一項の許可若しくは同法第二十四条第一項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

(登録の更新の申請)

第四条 法第四条第四項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して五年を経過した日の一月前までに、別記第四号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

2 法第四条第四項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

(登録簿の記載事項)

第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一・三 (略)

四 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)以下「令」という。)第三十六条の八第一項の規定による登録簿の送付が行われる場合にあつては、登録等の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

(特定毒物研究者の許可の申請)

第四条の六 (略)

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 三 （略）

四 第十一条の三の二第一項に規定する者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第三十六条の五第一項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

（毒物劇物取扱責任者に関する届出）

第五条 （略）

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 五 （略）

3 （略）

（登録の変更の申請）

第十条 （略）

2 都道府県知事は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 三 （略）

四 第十一条の三の二第一項に規定する者にあつては、令第三十六条の五第一項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

（毒物劇物取扱責任者に関する届出）

第五条 （略）

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 五 （略）

3 （略）

（登録の変更の申請）

第十条 （略）

2 地方厚生局長は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届書(法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(身分を示す証票)

第十四条 法第十八条第三項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。

(収去証)

第十五条 法第十八条第一項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

(削る)

(削る)

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届書(法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(身分を示す証票)

第十四条 法第十七条第四項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。

(収去証)

第十五条 法第十七条第一項(令第三十六条の六第一項の規定により法第十七条第一項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合を含む。)及び第二項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

(手数料の納付)

第十九条 法第二十三条の規定により国庫の収入となる手数料の納付は、それぞれその金額に相当する収入印紙を申請書にはつて行うものとする。

(申請書又は届書の提出部数)

第二十条 この省令の規定により地方厚生局長に提出する申請書又は届書の提出部数は、正副二通とする。

(削る)

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第十九条 都道府県知事(販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務(次項において「登録等の事務」という。)の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)に記録し、これをもつて調製する。

2 (略)

(削る)

(読替規定)

第二十一条 製剤製造業者等(原体の製造(小分けを除く。))又は原体の輸入を行うため、第十条第一項に規定する登録の変更の申請を行う者を除く。)についての第一条及び第十条の規定の適用については、第一条第二項中「地方厚生局長」とあるのは「申請等の行為の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長」と、第十条第二項中「地方厚生局長」とあるのは「都道府県知事」とする。

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第二十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事(保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項及び次条において同じ。)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務(次項及び次条第一項において「登録等の事務」という。)の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)に記録し、これをもつて調製する。

2 (略)

(電子情報処理組織による登録簿の送付の特例)

第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定により電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱う場合において、令第三十六条の八の規定により登録簿のうち同条第一項又は第二項に規定する者に関する部分を都道府県知事又は厚生労働大臣に送付しなければならないときは、同条の規定にかかわらず、当該部分の送付に代えて、電子情報処理組織によつて当該部分の内容を当該都道府県知事又は厚生労働大臣に通知することが

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出(特定毒物研究者に係るものを除く。)については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

(表略)

(削る)

(フレキシブルディスクの構造)

第二十一条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

できる。ただし、電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱わない都道府県知事に対して行う通知は、書面によつて行うものとする。

2

厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事項について、登録簿に記載(前条第一項の規定により、磁気ディスクをもつて調製する登録簿にあつては、記録)をしなければならない。

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出(特定毒物研究者に係るものを除く。)については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類(次項において「フレキシブルディスク等」という。)を提出することによつて行うことができる。

(表略)

2

前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類の提出に代えてフレキシブルディスク等を提出する場合には、第二十条中「正副二通」とあるのは、「フレキシブルディスク一枚並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類正副二通」とする。

(フレキシブルディスクの構造)

第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第二十二條 第二十條のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一・二 (略)

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第二十三條 第二十條のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略)

(権限の委任)

第二十四條 法第二十三條の三第一項及び令第三十六條の七第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

(削る)

(削る)

(削る)

一 法第十九條第五項(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二 法第二十二條第七項において準用する法第二十二條第二項に規定する権限

(削る)

三 (略)

四 法第二十三條の二第一項に規定する権限

第二十六條 第二十四條第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一・二 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第二十七條 第二十四條第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

(権限の委任)

第二十八條 法第二十三條の六第一項及び令第三十六條の十第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号から第六号まで(第六号に掲げる権限にあつては厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行った場合に限る。)、第八号及び第九号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第四條第一項及び第二項(法第九條第二項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二 法第七條第三項(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

三 法第十條第一項に規定する権限

四 法第十七條第一項に規定する権限

五 法第十九條(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

六 法第二十二條第二項(法第二十二條第七項において準用する場合を含む。)に規定する権限

七 法第二十一條第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

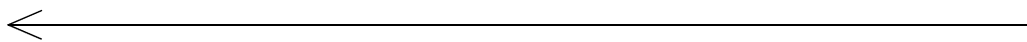
八 法第二十二條第六項に規定する権限

九 法第二十三條の三第一項に規定する権限

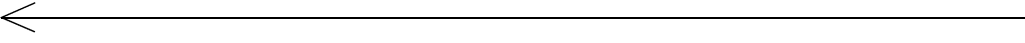
(削る)
(削る)
(削る)
(削る)
(削る)
(削る)

十 令第三十五条第二項に規定する権限
十一 令第三十六条第二項及び第三項に規定する権限
十二 令第三十六条の二第一項に規定する権限
十三 令第三十六条の三第一項に規定する権限
十四 令第三十六条の七第三項に規定する権限
十五 令第三十六条の八第二項及び第三項に規定する権限

別記第一号様式を次のように改める。



別記第三号様式を次のように改める。



別記第 3 号様式(第 3 条関係)

登録番号第 号

毒物劇物製造業(輸入業、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業)登録票

氏名(法人にあつては、その名称)

製造所(営業所又は店舗)の所在地

製造所(営業所又は店舗)の名称

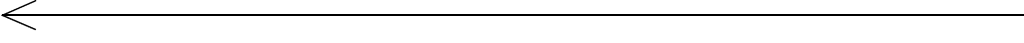
毒物及び劇物取締法第 4 条の規定により登録を受けた毒物劇物の製造業(輸入業、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業)者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 ④
特別区区长

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

別記第四号様式を次のように改める。



毒物劇物 製造業 登録更新申請書
 輸入業

登録番号及び 登録年月日		
製造所(営業所)	所在地	
	名称	
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
備考		

上記により、毒物劇物の 製造業 の登録の更新を申請します。
輸入業

年 月 日

住所 } 法人にあつては、主たる事務所
 の所在地

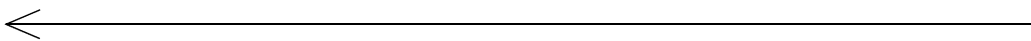
氏名 } 法人にあつては、名称及び代表
 者の氏名 ㊞

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第八号様式を次のように改める。



毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、店舗、事業場)	所在地	
	名称	
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
	資格	
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所)
の所在地

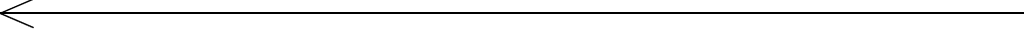
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ⑩

都道府県知事
保健所設置市市長 殿
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第 41 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第 8 条第 1 項の第何号に該当するかを記載すること。同項第 3 号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

別記第九号様式を次のように改める。



毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、 店舗、事業場)	所 在 地	
	名 称	
変更前の毒物劇 物取扱責任者	住 所	
	氏 名	
変更後の毒物劇 物取扱責任者	住 所	
	氏 名	
	資 格	
変 更 年 月 日		
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

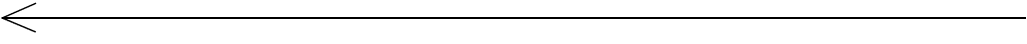
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ㊞

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第41条第1号、第2号及び第3号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

別記第十号様式を次のように改める。



毒物劇物 製造業 登録変更申請書
輸入業

登録番号及び登録年月日			
製造所(営業所)	所在地		
	名称		
新たに製造(輸入)する品目		類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備考			

上記により、毒物劇物 製造業 輸入業 の登録の変更を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

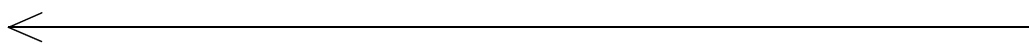
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) 印

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 新たに製造(輸入)する品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第十一号様式の(1)を次のように改める。



変 更 届

業 務 の 種 別			
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日			
製 造 所 (営 業 所 、 店 舗 、 主 たる 研 究 所)	所 在 地		
	名 称		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

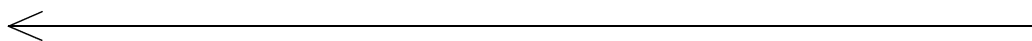
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ⑩

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長
殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取り扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。

別記第十一号様式の(2)を次のように改める。



廃 止 届

業 務 の 種 別		
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日		
製 造 所 (営 業 所 、 店 舗 、 主 たる 研 究 所)	所 在 地	
	名 称	
廃 止 年 月 日		
廃止の日に現に所有する毒物 又は劇物の品名、数量及び保 管 又 は 処 理 の 方 法		
備 考		

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住所 (法 人 に あ つ て は 、 主 たる 事 務 所
の 所 在 地)

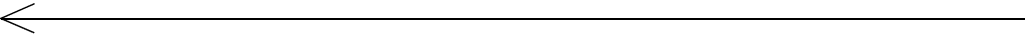
氏名 (法 人 に あ つ て は 、 名 称 及 び 代 表
者 の 氏 名) ⑩

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長
殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみのお扱ひに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。

別記第十二号様式を次のように改める。



登録票(許可証)書換え交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日			
製造所(営業所、 店舗、主たる 研究所)	所在地		
	名称		
変更 内 容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

製造業
 輸 入 業
 上記により、 毒物劇物一般販売業 登録票の書換え交付を申請します。
 農業用品目販売業
 特定品目販売業
 特定毒物研究者許可証

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

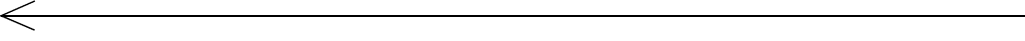
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ⑩

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第十三号様式を次のように改める。



登録票(許可証)再交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日		
製造所(営業所 、店舗、主たる 研究所)	所在地	
	名称	
再交付申請の理由		
備考		

製造業
 輸 入 業
 上記により、 毒物劇物一般販売業 登録票の再交付を申請します。
 農業用品目販売業
 特定品目販売業
 特定毒物研究者許可証

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

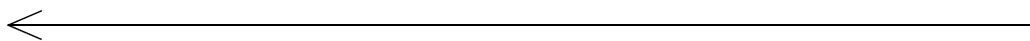
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) 印

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第十五号様式を次のように改める。



別記第 15 号様式(第 14 条関係)

表

← 85mm →		写 真
第 号	毒物劇物監視員 身分証明書	
所属庁		
氏名	年 月 日生	
	年 月 日発行	
厚生労働省(地方厚生局、都道府県、 指定都市、保健所設置市又は特別区) ㊞		

53
mm

裏

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)抜すい
(立入検査等)

第 18 条 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第 11 条第 2 項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

2 前項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

3 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

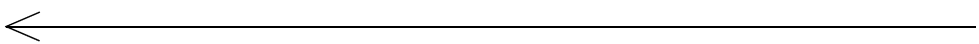
4 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第 23 条の 2 第 18 条第 1 項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(製剤の製造(製剤の小分けを含む。))若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。)は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

別記第十六号様式中「辨17条」を「辨18条」に改める。

別記第十七号様式を次のように改める。



特定毒物所有品目及び数量届書

登録(許可)の失効 等の年月日	
登録(許可)の失効 等の事由	
特定毒物の品目及 び数量	

上記により、特定毒物所有品目及び数量の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ⑩

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律附則第一条第五号に規定する日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。